

# 安針台自治会会則

平成7年4月1日施行  
平成8年4月21日第1回改正  
平成9年4月20日第2回改正  
平成12年4月23日第3回改正  
平成14年4月21日第4回改正  
平成15年12月10日第5回改正  
平成16年4月25日第6回改正  
平成17年4月24日第7回改正  
平成18年4月30日第8回改正  
平成20年4月27日第9回改正  
平成30年4月29日第10回改正  
令和2年4月29日第11回改正

## 第一章 総 則

第1条 本会は安針台自治会という。

第2条 本会の事務所は横須賀市安針台4-1に置く。

第3条 本会は原則として安針台地域内の戸建住宅及び集合住宅の居住者をもって組織する。

第4条 本会は安針台に於ける公共の利益を図るため、戸建住宅及び集合住宅それぞれの自主性を相互に尊重のうえ、会員相互扶助並びに福祉の増進を図り、文化の向上に努め、地域の発展のため明るく住み良い町づくりに寄与することを目的とする。

## 第二章 業 務

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の協力と親睦を図ること。
- (2) 町内の福祉厚生、防犯防火防災、交通安全、並びに清掃に関すること。
- (3) 青少年の育成指導、老人の幸せに関すること。
- (4) 広報活動、会員名簿の作成維持管理に関すること。
- (5) 安針台自治会の所有財産(会費等)の公正な運用管理に関すること。

## 第三章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。役員の職務と定数は以下の通りであり、兼務も可とする。

|      |       |
|------|-------|
| 会 長  | 定数1名  |
| 副会長  | 定数4名  |
| 会 計  | 定数2名  |
| 会計監査 | 定数2名  |
| 総 務  | 定数2名  |
| 書 記  | 定数2名  |
| 委 員  | 定数14名 |
| 相談役  | 若干名   |

第7条 役員は戸建住宅居住者及び集合住宅居住者(海の手地区、山の手地区、丘の手地区及びベイサイド地区)がそれぞれの選任方法により選任する。選任数はそれぞれの居住区ごとに以下の通りとする。

|                |    |         |
|----------------|----|---------|
| 戸建住居区          | 3名 |         |
| 海の手地区住居区       | 6名 |         |
| 山の手地区住居区       | 6名 |         |
| 丘の手地区住居区       | 6名 |         |
| ベイサイドテラス安針台住居区 | 4名 | (合計25名) |

2 上記役員中、集合住宅居住者の住居区から選任される役員は集合住宅の管理組合の役員を兼務してはならない。

第8条 役員の任期は1任期2年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 役員に欠員ができたときは役員が会員の中から選出するものとする。選出についてはそれぞれの住居区のそれぞれの選出方法によるものとする。任期は残任期間とする。

第10条 第5条の事業を行うため、役員に交通費及び通信費を支給する。支給額は別途定める。

#### 第四章 組織

第11条 本会の各住居区に班を設け、班ごとに1名の班長を置く。班の区割り及び班長の選任方法は住居区ごとに定めるものとする。

2 班長は会の目的を達成するため役員に協力する。班長の任期は1年とし、各班の中から交代で行う。

3 班長に欠員ができた場合は班内で補充する。任期は残任期間とする。

第12条 会則第5条の事業を行うため、本会の下部組織として以下の部または会等を置く。

(1) 本会に自主防災部を置く。自主防災部の運営規則は別途定める。

(2) 本会に体育振興会を置く。体育振興会の運営規則は別途定める。

(3) 本会に青少年活動推進の会を置くことができる。青少年活動推進の会の運営規則は別途定める。

(4) 本会に自警会を置く。自警会の運用規則は別途定める。

(5) 本会にシニア・サークルを置く。シニア・サークルの運用規則は別途定める。

#### 第五章 会議

第13条 会議は総会及び役員会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第14条 定期総会は毎年4月に開催する。

第15条 臨時総会は会員の1/3以上より請求があった場合、または会長が必要と認めた場合に会長が招集する。

第16条 総会及び臨時総会は会員の1/2以上の出席により成立することとし、委任者も含む。また、議事は出席者の過半数の賛成により決議する。

第17条 総会において次の事項を決議する。

(1) 事業報告の承認

(2) 会計報告の承認

(3) 財産目録報告の承認

(4) 次年度事業計画の承認

(5) 次年度予算計画の承認

(6) 会則の追加及び改正

(7) その他本会の重要事項に関すること。

第18条 役員会は必要により会長が招集し、役員の過半数の出席により成立する。議事は出席者の過半数の賛成により決議する。

## 第六章 会計

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第20条 本会の経費は会費・補助金・寄付金をもってあてる。本会が行う資源ゴミ分別回収活動による収益金は本会の経費に繰り入れる。

第21条 本会の会費は月額500円とし2ヶ月毎の月末までに納入しなければならない。但し集合住宅の会員のうち、集合住宅の管理組合に対して管理費等を毎月支払っている会員は、会費を管理費等と一括して管理組合に支払ったうえ、管理組合より本会に支払うものとする。

## 第七章 帳簿の保管

第22条 本会は下記の帳簿・書類等を整理し、保管する。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計簿冊
- (3) 総会記録 等

## 第八章 加入及び脱退

第23条 本会に加入しようとする者は会長に申し出なければならない。

第24条 本会の脱退は次の場合とする。

- (1) 本人の申し出があったとき。
- (2) 区域外に転出したとき。

## 第九章 慶弔

第25条 本会の会員が死亡した場合には、世帯主又は同居の家族に5,000円の見舞金を支払う。

## 附 則

本会の横須賀市への届出は平成5年10月10日である。

第10条に定める支給額は交通費については実費とし、近隣の自治会に準ずる。通信費については会長に対して年額2,000円、その他の役員に対して年額1,000円とする。

第21条に定める会費は平成7年7月から支払いを開始する。

公園清掃(丘の手公園、海の手公園)に対する補助金は本会会計に繰り入れない。その運用はそれぞれ個別に定める。

赤十字募金、共同募金についてはその成果が地域社会の福祉に寄与することから、必要な支出は会費をもって充てる。